1. 都市計画マスタープラン見直しに至る経緯

安城市都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」という。）は、2010年（平成22年）4月の策定から6年が経過した2016年（平成28年）度に、安城市都市計画審議会で都市マスの中間評価を実施し、「上位計画の変更」、「社会情勢の著しい変化」、そして「本市における成長の前倒し」が判明しました。このことから、本市は「第三次安城市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）の策定を前倒しして実施することとしました。

都市計画マスタープランは、「将来の見通しを踏まえ、先を見越して、中長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしていくこと」が求められている。

都市マス策定から**6年経過**し、都市づくりを取り巻く環境が変化。

1）上位計画の変更
- 平成28年度に第8次安城市総合計画が策定。
- 西三河都市計画区域マスタープランの改定検討。

2）社会情勢の著しい変化
- 人口減少社会到来の確定。
- リニア中央新幹線の開業。
- 都市再生特別措置法改正等によるコンパクトシティへの強力な推進。

3）中間評価結果……順調に進捗・達成しているため、**目標達成が前倒しされる可能性が高い。**

環境変化に早急に対応し、安城市をより成長させるため、第三次安城市都市計画マスタープランを前倒し策定

コラム (Column)

■ 人口減少社会到来の確定

少子高齢化の進行により、我が国の総人口は2008年（平成20年）をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は2065年には8,808万人にまで減少すると見込まれています。（平成29年版国土交通白書）

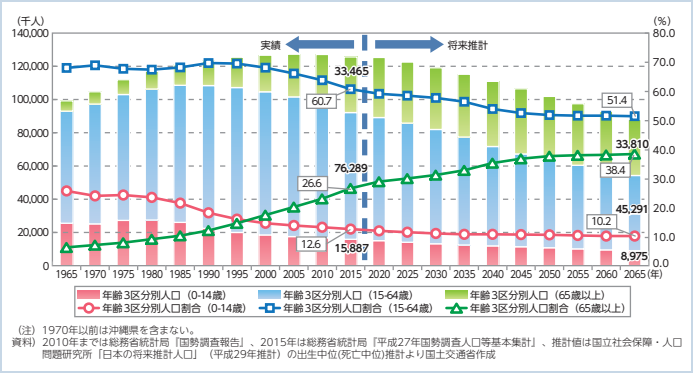

（注）1970年以前は沖縄県を含まない。
資料）2010年までは総務省統計局「国勢調査報告」、2015年は総務省統計局「平成27年国勢調査人口等基本集計」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年推計）の出生中位(死亡中位)推計より国土交通省作成

■ リニア中央新幹線の開業

2027年にリニア中央新幹線の開業が予定され、名古屋と東京は40分で結ばれるようになります。これをきっかけに、両都市圏の交流が活発化するとともに、一体的な圏域として発展していくことが期待されます。

■ 都市再生特別措置法改正等によるコンパクトシティへの強力な推進

地方都市での急激な人口減少や大都市での高齢者の急増を背景に、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業施設等の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じコンパクトなまちづくりを推進するため、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」が制度化されました。

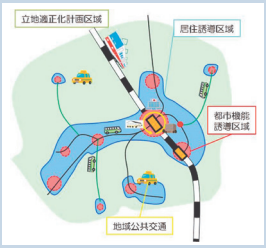

2. 第三次安城市都市計画マスタープランの目的・役割

本計画は、都市計画法第18条の2で規定される「都市計画に関する基本的な方針」及び都市再生特別措置法第81条で規定される「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（＝立地適正化計画）」を定めるものです。

本計画は、20年、30年後の都市のあり方を見据える「安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「愛知の都市づくりビジョン」を展望しつつ、これから10年における都市のあり方を定める「第8次安城市総合計画」及び「西三河都市計画区域マスタープラン」に即し、また整合を図り、よりよい都市づくりの総合的な方針をとりまとめるものとして策定します。

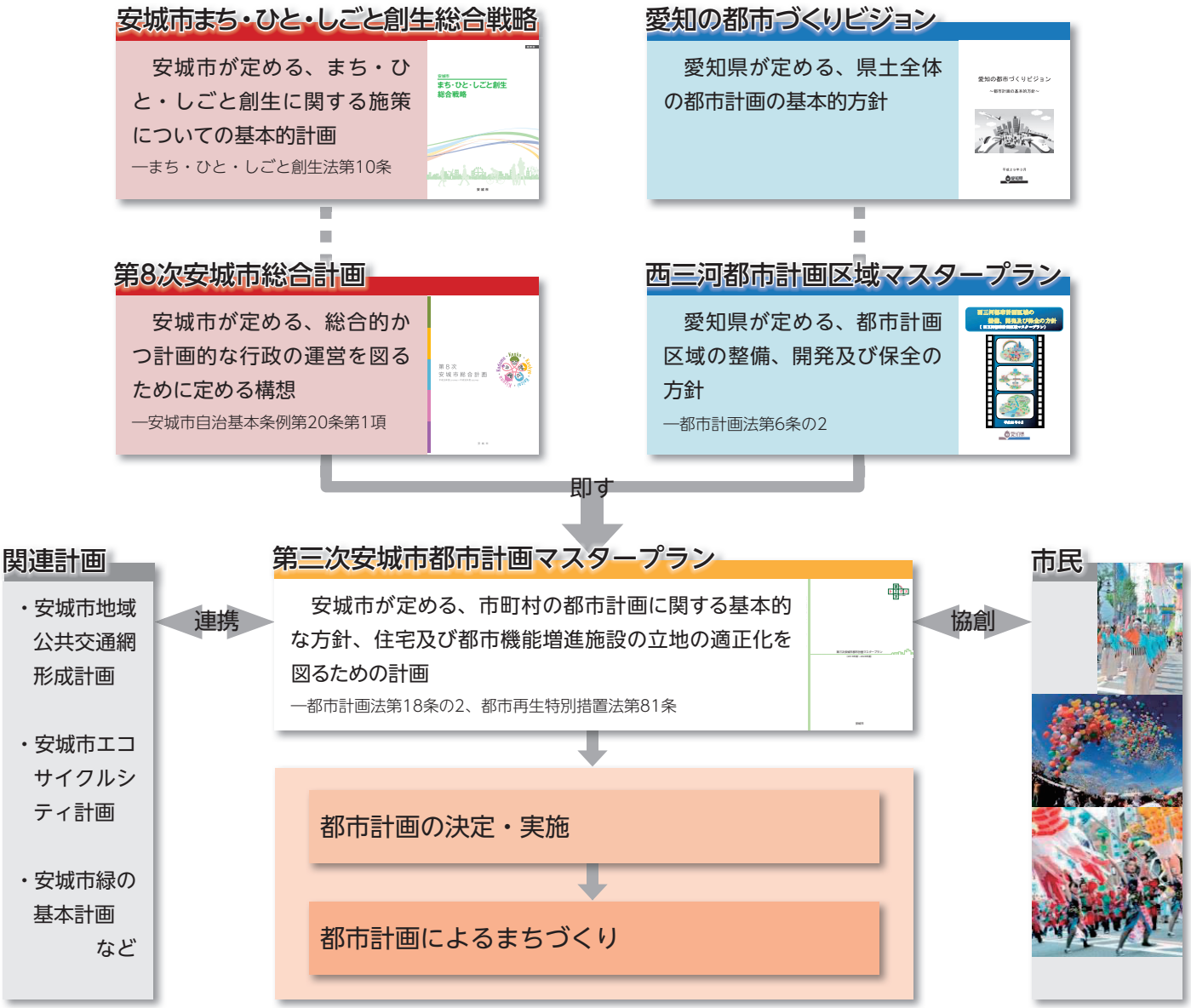

図　第三次安城市都市計画マスタープランの位置づけ

本計画の目的は、第8次安城市総合計画で定める都市の将来像「幸せつながる健幸都市　安城」を実現することです。
そして本計画の役割は、時代潮流等を踏まえ、都市の将来像を「都市づくり」において実現することです。

STEP 1　安城市の目指す都市の将来像

「幸せつながる健幸都市　安城」

STEP 2　第三次安城市都市計画マスタープランの目的

都市の将来像「幸せつながる健幸都市　安城」の実現。

STEP 3　目的を果たすために求められる、第三次安城市都市計画マスタープランの役割

都市の将来像を、「都市づくり」において実現。

…　…　…　…　…

時代潮流や地域の実情などを考慮しながら役割を整理。

3. 第三次安城市都市計画マスタープランで定めること

本計画は、下記について定めるものとします。

A. 対象区域

市全域が対象。

※都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の区域とします。

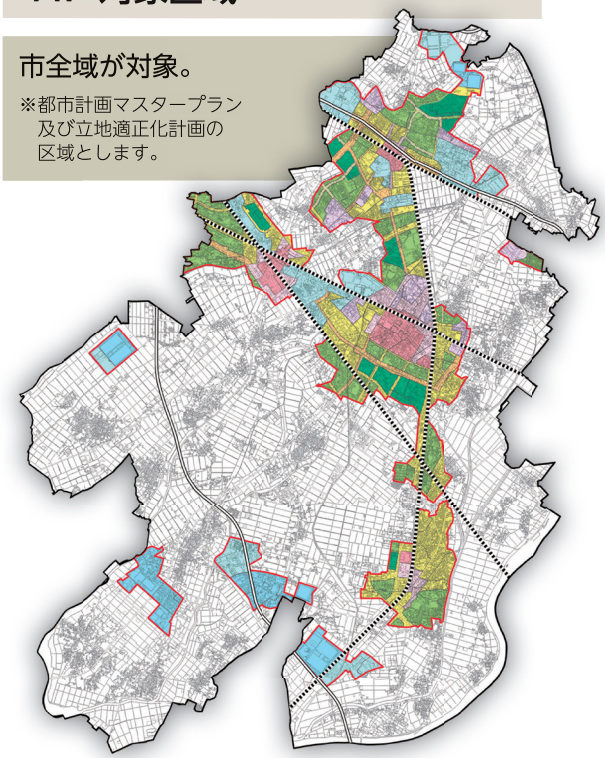

B. 目標年次

おおむね20年、30年後を見据えた都市づくりを展望し、目標年次をこれから10年後となる2028年とします。

C. 構成

全体構想、地域別構想を中心に構成。

- 安城市の都市計画を取り巻く、いまとこれからの課題
- 全体構想
- 地域別構想
- 本計画の運用

本計画の構成について（立地適正化計画と都市計画マスタープラン）

都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2）は、おおむね20年、30年後を見据えつつ、これから10年後を目標年次とする「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとされています。本計画の見直しでは、上位計画の変更や社会情勢の変化により見直しを前倒して実施することとしており、今後も社会情勢の著しい変化等に柔軟かつ迅速に対応できる都市計画マスタープランとして運用されるべきと考えます。

そこで、本市では都市計画マスタープランで定める「都市計画に関する基本的な方針」及び「その他事項」に加え、20年、30年後の都市づくりを見据え「都市計画マスタープランの高度化版」とされる住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（都市再生特別措置法第81条）を一体化し、よりよい都市づくりの総合的な方針として、第三次安城市都市計画マスタープランを策定しました。

第三次安城市都市計画マスタープランにおいては、「20年、30年後を見据えた都市づくり（＝立地適正化計画）」を展望し、都市づくりに時間軸を取り入れた超長期的な人口ビジョンに基づく目標人口設定、居住・都市機能誘導の方針及び社会情勢変化へ柔軟に対応するための準備を進める点について都市計画マスタープランを高度化するものと考え、その上で「これから10年の視点に立った都市づくり（＝都市計画マスタープラン）」を定めるものとします。

表　本計画の構成について（立地適正化計画と都市計画マスタープラン）

視点計画	都市づくりの視点	20年、30年後を見据えた都市づくり（立地適正化計画）	これから10年の視点に立った都市づくり（都市計画マスタープラン）
考え方	目標・方針立案の考え方	**シンプル**な**方針**として居住・機能誘導の方向性（本市の拠点を定める）	居住・都市機能誘導の方向性を前提とした**細かな目標・方針**（都市の骨格等を定める）
	指標に関する考え方	超長期的に**展望**すべきビジョン＝20年、30年	超長期的に展望すべきビジョンを前提としたこれから10年後の**目標**＝これから10年
	施策に関する考え方	社会情勢変化へ**柔軟**に対応するための準備	社会情勢変化へ柔軟に対応するための準備をしつつ、これから10年後において**実施**を**想定**する取組
構成	**第１章　第三次安城市都市計画マスタープランについて**	○	○
	第２章　安城市の都市計画を取り巻く、いまとこれからの課題	○	○
	第３章　全体構想	-	-
	１．将来都市像及び都市づくりの目標	-	-
	（１）将来都市像		◎
	（２）都市づくりの目標		◎
	２．将来都市構造の基本的な考え方	-	-
	（１）20年、30年後を見据えた人口ビジョン、将来都市構造	○	◎
	（２）“20年、30年後を見据えた都市づくり”において展望すべき都市構造のあり方	○	○
	（３）“これから10年における都市づくり”における土地利用構想		◎
	３．分野別方針		◎
	第４章　地域別構想	-	-
	（１）20年、30年後を見据えた、居住・都市機能の誘導方針	○	○
	（２）これから10年の視点に立った、地域の基本目標		◎
	（３）これから10年の視点に立った、地域の基本目標を達成するための方針		○
	第５章　本計画の運用	-	-
	１．本計画の運用	○	○
	２．計画全体（全体構想、地域別構想）の進行管理	○	○
	３．市民とともにつくり・つかう協創のまちづくり戦略	○	○

※都市計画マスタープランのうち、◎：都市計画に関する基本的な方針、○：その他事項